

新 旧 対 照 表

別紙

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>様式六 配当等とみなす金額に関する支払調書合計表</p> <p style="text-align: center;">(様式省略)</p> <p>記載要領</p> <p>1～6 (省略)</p> <p>7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、<u>所得税法第177条(完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例)</u>、所得税法第180条の2(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)について記載する。</p> <p>8～10 (省略)</p>	<p>様式六 配当等とみなす金額に関する支払調書合計表</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>記載要領</p> <p>1～6 (同左)</p> <p>7 「非課税分」欄及び「非課税又は免税分」欄には、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)、所得税法第176条(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、所得税法第180条の2(信託財産に係る利子等の課税の特例)第1項若しくは第2項、租税特別措置法第9条の4(特定の投資法人等の運用財産等に係る利子等の課税の特例)の規定により非課税とされたもの又は租税条約に基づき課税の免除を受けたもの(外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。)について記載する。</p> <p>8～10 (同左)</p>